令和６年度　第２回

釧路圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会及び障害者差別支援地域協議会

議　事　概　要

日時：令和６年（2024 年）12 月７日（土）13 時 00 分開会

場所：釧路市生涯学習センターまなぼっと幣舞８階 801 号会議室

１　日時

令和６年（2024 年）12 月７日（土）　13 時 00 分から 15 時 10 分まで

２　場所

釧路市生涯学習センターまなぼっと幣舞８階 801 号会議室

３　出席者

別紙「出席者名簿」のとおり

４　次第（議事等）

（１）開会

（２）挨拶（石川社会福祉課長）

（３）委員会に係る留意事項等について（事務局）

（４）挨拶（大川原地域づくり推進員）

（５）挨拶・自己（活動）紹介

（６）議題（報告事項）

ア　北海道障がい者条例、障害者差別解消支援地域協議会について（資料１から資料４）

イ　発達障害者道東地域支援センターの運営について（報告）

ウ　官公庁・民間事業者等を対象とした障害者差別解消関係に係る調査結果について（資料５）

（７）意見交換・情報提供

（８）その他連絡事項等

（９）開会

５　議事等（報告事項）

（１）北海道障がい者条例、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会、障害者差別支援地域協議会、障害者差別解消法について

資料１から資料４を用いて、事務局が説明

（２）発達障害者支援道東地域センターの運営について

本年３月末での発達障害者支援センターきら星の契約終了に伴い、道本庁で調整の結果、11 月から、ＮＰＯ法人自閉症ｅスタイルジャパンと委託契約を締結し、事業開始している旨を事務局が説明。（センターの名称：北海道発達障害者支援道東地域センターノット（knot）、運営法人はＮＰＯ法人自閉症ｅスタイルジャパン）参考：ＵＲＬ　http://www.hkd-dd.com/knot.html

（３）官公庁・民間事業者等を対象とした障害者差別解消関係に係る調査結果について

資料５を用いて事務局が説明

６　意見交換・情報提供

（１）委員等からの主な発言内容

・ハローワークの障がい者求人には、知的、身体、精神等のどの障がい者を募集しているかの記載

がないため、障がいを有する当事者としては、配慮や差別を抜きにして、募集している障がい種別を記載してほしい。
求人票に廊下の寸法が記載されていれば、車椅子の方を募集していることが分かるが、雇用者側の意図や求めること等が明確になっていないことが多いので、可能な限り詳細に記載してほしい。
採用する側と、雇用される障がいのある方の双方の理解というか、歩み寄りが必要なのも分かるが、実際には声を上げられない方も多いと思うので、企業側は配意してもらいたい。

・差別解消も大切で重要であるが、その前にある地域格差というか、釧路の医療圏の人口減少と経済状況等の衰退が気になるところ。
ある施設を訪問した際に、職員から、夜中に廊下を動き回る入居者がいるため、すぐ寝かせてほしい、夕食後から朝まで寝てもらった方が楽である旨の話があり、詳細を聴くと、人員不足で業務負担が増加し、夜中に行動されると転倒等のリスクが増加するため、なるべくなら行動を制限させたいとのことであった。
多くの現場で人員、人材不足により必要なサービス提供がなされず、結果的に差別的な対応になっていると思うので、これらに起因する土壌、地域社会の衰退を食い止めることも重要だと思う。

・障がいのある方と行政機関の間で活動しているため、双方の意見もある程度分かるが、声をあげてくれない、あげられない方については、関係機関に繋げることができないほか、情報を得たくてもその情報を得る機会がないことがネックになっている。
「声をあげられない」方については、相談という土俵に乗らない限り、繋ぐことができない。
自治体の依頼により、障がいのある方の家庭訪問を実施した際も、実際に災害が発生した際に支援を求めたいという方は非常に少なく、組織内でこれらの情報が共有されることも少ないが、やれることはやっていきたい。

・管内では、放課後等デイサービスの事業所が充実しているが、ヘルパーの人材・人員不足により、サービスも制限されている事業所も多く、必要なサービスを受けたい方と事業所のマッチングが成り立っていないように感じる。
例を挙げると、以前は可能であった個別対応時のオーダーメイドができなくなっているほか、集団での対応も限定的なものになっているので、利用者が地域社会で暮らす、利用者の成長という観点からも、支援のあり方にも目を向けてほしい。
また、学齢期の障がいのある方の家族の中には、利用したことがない方も多く、サービス内容等が分からないので、本人の成長に合わせた支援等についても考えてほしい。

・身近な所に、学童期の子どもの支援等で悩んでいる保護者等への相談先がないように思う。
また、療育手帳の更新までの期間が２年から 10 年（18 歳までの障がい児から、18 歳以降となる障がい者へ移行した際の手帳の再判定までの期間に幅があり、最長で 10 年の方もいる）と長く、「障がい者」のサービス等について教示してくれる所もないように感じる。

・（管内市町村）
障がい福祉サービスやその制度内容について、担当者の知識の習得はもちろんのこと、「現場」を知ることも重要だと感じている。
例を挙げると、担当者自体が、相談者や利用者がデイサービス等の事業所でどのように過ごしているかイメージできていないことにより、対応に苦慮している事例もあるため、この点に留意し、スムーズな対応に努めたい。
釧路市では、本年度から、災害時の重度障がいのある方等の個別避難計画の作成に際し、実際に家庭訪問をして、指定されている避難先や協力者等について、直接伝えて実際に声を聴くという取組を実施している。
福祉サービスや制度について、障がいのある方等の身近な方が全て知っているケースは少ないため、障がい担当者が適切な相談先を案内して関係機関等に繋げることが重要であり、変更点等を速やかに確認することが求められることから、児童発達支援センターや医療関係機関との連携を図っていきたい。
（釧路市のホームページ内に、幼児期や小学校から成人までのそれぞれの区分ごとの相談先を分類した「こどもの発達に関する相談先」を一覧にしたものを掲載）
参考 https://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/fukushi/1004747/1004760/1009899/1012915.html

・鶴居村では以前から、釧路市で活用している「マリーモ」（「個別の教育支援計画」で、医療、保健、福祉、労働などの関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うことを目的にした個別の支援内容を示した計画）の個別支援計画に類似した物を、生まれた子ども全員に配付している。
その内容は、３歳児検診の受診場所や就学時の検査種別や相談先、障がいがある方については、ページを増やすことが可能で、就労や生活介護、年金の相談先等が網羅され、障がい関係の手帳内容や受けているサービスの内容、かかりつけの医療機関や医師名も記載可能である。
日々の出来事等を、母子手帳のような形で記載してもらい、将来的には個別支援計画としても活用できるほか、配付後も、自治体と併せて学校現場からも、定期的にこの記載を促す等の広報周知を実施しているため、村民にはかなり周知されている。
メリットとして、どのような経過を経てきたのかが一目瞭然で分かるため、障がいがあると判明した際等にスムーズに対応できるほか、事業所側でアセスメントシートを作成する必要がなく、速やかに適切な相談先に繋がったケースもあった。

・（管内市町村）
釧路町では、令和２年度から「子育てサポートファイル」を全戸に配付しており、新生児からの発達の記録等について記載できるものになっているため、将来的に障がいがあると分かった際や支援が必要な時期に、スムーズに関係機関に繋げる等の有効活用が可能であるが、配付後の利用状況等についてフィードバックできていない点が課題。
今後は、利用者からの聞き取りによる更なる改善や、ファイルの活用等について、広報周知に努める。

（２）資料５の官公庁・民間事業者等対象の障害者差別解消関係調査結果についての意見（質疑）等

・今回の調査結果については、非常に考えさせられる、勉強になるものが多かったと感じる。
今後、この調査結果について基礎資料などしてフィードバックすることになるかと思うが、制度等について求める意見の内容がある程度共通しているほか、当事者の意見と民間事業者や自治体間でミスマッチが起こっていることが明確になったと思うので、今後、これらを解消、改善する取組を推進してほしい。

・（管内市町村）
調査結果に記載の「合理的配慮」の取組については、福祉関係者として当然のこととして考えているが、今後は、全庁的な広報周知も課題だと感じている。
以前、小学校で障がい福祉に関する講師をした際に、実際にヘルプマークを児童に見せたところ、詳細に説明できる児童が多数で、一般的な障がい者マークよりも認知度が高い状況であった。
この経験により、教育と福祉の連携も非常に重要であるということを感じたことから、共生社会の重要性や合理的配慮等に関する教育のあり方についても、教育部門と連携を図るとともに、広報周知にも努める。

・調査対象が官公庁や民間事業者、障がいのある方など多数であるほか、設問数も多くとりとめのないものになっているため、調査目的に沿わない回答をせざるを得ない状況になっている。
令和５年１月に北海道で実施した全道入所施設や障がいのある方や支援者等を対象の「グループホーム入居者の結婚等に係る意思決定支援に係る調査」、「共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る実態調査」時もそうであったが、的を絞り、こうしたい、こうするという方向性を示すべきだと思う。
認知度の調査であれば、もっと絞ることもできたと思うし、自由記入欄については、この地域づくり委員会に係る部分でもあると思うが、いずれにしても多岐に渡りすぎていると感じる。

・（振興局：石川課長）
当初は、差別解消の取組事例照会を予定していたが、検討の結果、本年４月の合理的配慮の提供が民間事業者も法的義務化となったことに伴い、認知度についても追加することとなった。
結果として、設問が増えてしまった点は課題と感じているが、あくまでも素材提供という意味で捉えていただき、今後を見据えたスタートという位置付けとさせていただきたい。
今回の調査結果により、認知度不足という課題が明確になったため、広報周知等についての施策を推進していきたい。
また、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の課題としても、ヘルパー等の人員・人材不足のほか、教育と福祉の連携や発達障がいに係る意見も出ているため、今後も引き続き協議していきたい。

・（事務局：三浦主査）
基礎資料がないため、試行錯誤を重ねて今回の調査項目とした経緯がある。

障害者差別解消法の施行から８年が経過しているため、設問についても、ある程度は理解されている前提のものとしたが、障がい福祉に関わっていない方には、ほとんど周知されていないという認知度が低い結果でもあるため、より一層の広報周知が課題だと感じている。
また、福祉課職員が現場を知るべきとの意見もあり、全庁的な障害者差別解消や障がい者雇用の理解促進も課題だと感じているほか、研修会開催を求める意見や、紙ベースでの調査希望の意見もあったため、設問や周知の方法等も含め意見をいただきたい。